

学校いじめ防止基本方針

東大阪市立日新高等学校
令和 4年 3月18日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのために学校は教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、商業・英語・普通科の3学科を有し、また「海外から帰国した生徒の入学者選抜」実施校として、多面的な人格形成を目指しており、そのため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、人権主担（委員長）、人権教育副委員長、各学年人権教育推進 G。

養護教諭（教育相談委員長）、養護助教諭、生活指導部長・部員1、各学年主任

※必要に応じて当該担任、事象現場で関与した教職員、スクールカウンセラー 等

(3) 組織の役割（年4回の委員会を実施、臨時に開催する場合は校長が招集する。）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | イ いじめの未然防止 |
| ウ いじめの対応 | エ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| オ 年間計画の企画と実施 | カ 年間計画進捗のチェック |
| キ 各取組の有効性の検証 | ク 学校いじめ防止基本方針の見直し |

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東大阪市率日新高等学校 いじめ防止年間計画（案）				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	生徒・保護者への 相談窓口周知 生徒支援カードによる 生徒状況集約 生徒個人面談 人権講演会	生徒・保護者への 相談窓口周知 生徒個人面談 人権講演会	生徒・保護者への 相談窓口周知 生徒個人面談 人権講演会	第1回 いじめ対策委 員会（年間計画の確認） 「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 人権講演会
5月	校外学習 学校生活アンケート実施	校外学習 学校生活アンケート実施	校外学習 学校生活アンケート実施	P.T.A総会で 「学校いじめ防止基本 方針」の趣旨説明
6月	体育祭 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	教育相談週間 アンケート結果の報告 職員会議での情報共有
7月				第2回委員会（進捗確認）
8月				
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	学校生活アンケート実施	学校生活アンケート実施	学校生活アンケート実施	アンケート結果の報告
11月	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	第3回委員会 （状況報告と取組みの 検証）
12月		修学旅行		
1月				
2月				第4回委員会 （年間の取組みの検証）
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回、会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

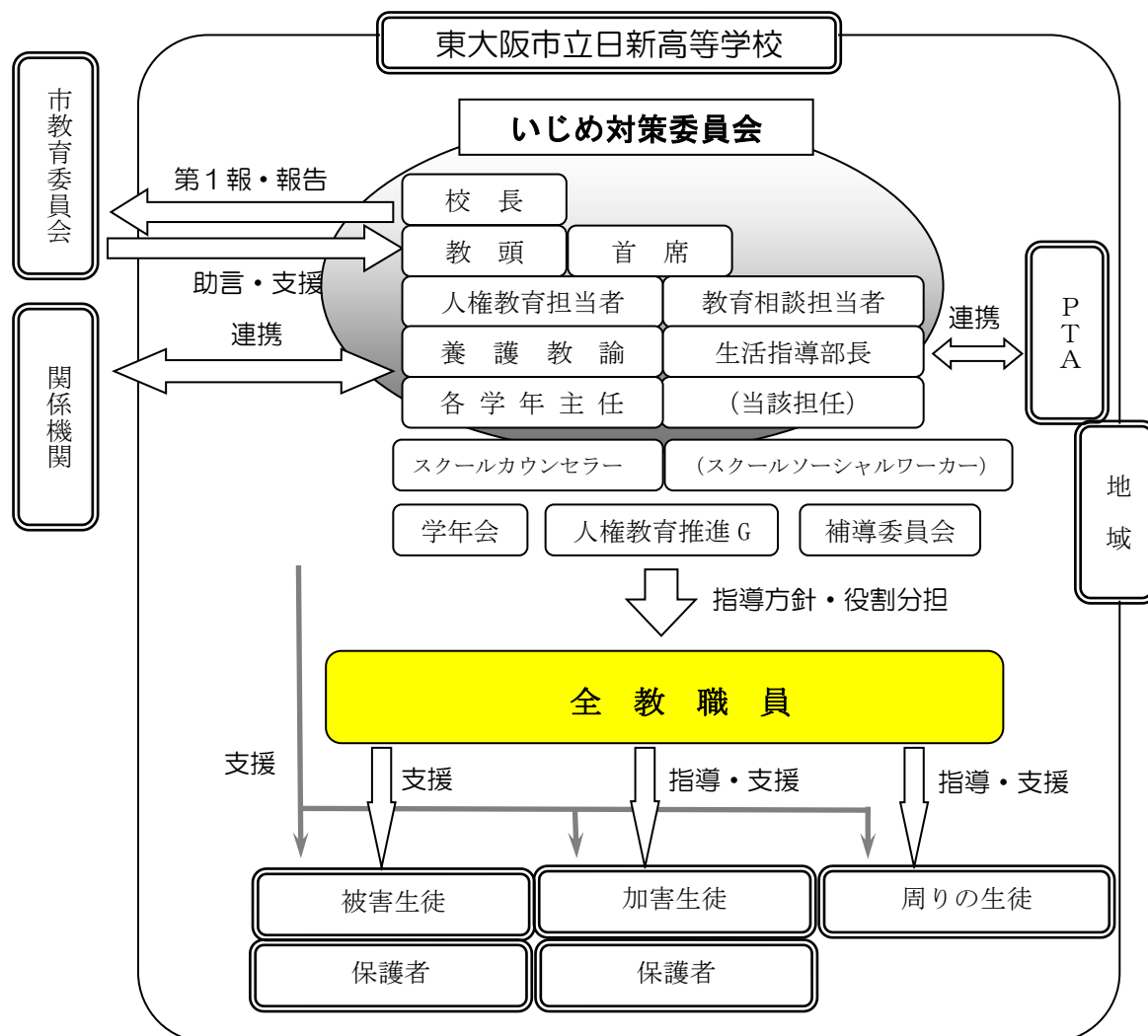
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間など、それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、生徒一人ひとりが安心・安全な学校生活を送ることができるように、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく必要がある。

＜ いじめ未然防止のための校内体制 ＞



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、学校として「いじめは絶対に許さない」との強い姿勢を発信し続ける。また教員研修を充実させ、教職員全体の指導力の向上に努める。生徒に対しては、日常の教育活動を安心して受けることができるようにすることを第一に考え、学校生活アンケートや教育相談等での生徒の実情把握に努めるとともに、人権行事などを通じてより人権教育を充実させていく。保護者に対しては日頃から学校での取組み内容や生徒の様子等の情報を積極的に発信し、学校のいじめに対する方針への理解を図る。地域に対しては、日頃の教育活動への理解を得るために、連携の充実を図り、様々な交流を行う。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。特に学校行事や学級活動において仲間作りの意識を培う。
そのために、学校環境の整備に努め、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていく。
- (3) いじめが発生する背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組みを行う。そのひとつとして、分かりやすい授業づくりを進め、教職員間での公開授業等を実施し、すべての生徒が積極的に参加できる授業作りを進める。
また学校行事や学級活動の場面では、生徒一人一人が活躍できるように工夫されたプログラムを提供していく。
教職員は、生徒への言葉掛けにおいて、いじめを助長するような不適切な認識や言動等がないよう、常に指導の在り方に注意を払う。
- (4) 生徒の自己肯定感や自己有用感を育む取組みとして、学校行事や課外活動等、生徒が自ら気づき・学ぶ機会を設け、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことができるよう、それぞれに合った居場所作りを進めていく。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、年2回のアンケート結果を基に、生徒にLHR等で考えさせる機会を持つ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめには様々な事象があり（嫌がらせ、ネット関連、クラブ活動、国籍等）、いじめかどうかの判断は一人ではなく、複数の教員ですべきである。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員間で積極的に生徒の情報交換を行い、全体で気になる情報は共有し、必要であれば速やかに対応して行くことが重要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回実施し、素早く集約を行い、必ず教職員、生徒全体へ結果を返す。定期的な学級担任による教育相談は年1回とするが、担任は悩みなどがある生徒がいつでも相談できるような雰囲気を作っておく。また日常（休憩時間や放課後も含む）の観察や言葉掛けを大切にして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 保護者懇談会や家庭連絡時等で聞いた保護者からの訴えを真摯に傾聴し、少しでも問題があると考えられる場合、他の教員とも連携をとり、注意して当該生徒を観察する。また地域からの情報も有効に活用し、連携して対応していく。

- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制作りを目指し、教育相談やアンケート、スクールカウンセラーによるカウンセリング等をより充実させていく。
- (4) 年度当初に全校生徒、全保護者に向け、集会や案内等で相談体制を広く周知する。また学校教育相談等で得た生徒の個人情報については、秘密厳守を原則とし、関係機関との連携等において取扱う場合は注意を払う。
- (5) いじめ対策委員会では学校の教育相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。決して本人の特質・特性というのみで指導を終わらせない。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむ事ができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、第5章「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 被害生徒又はその保護者への支援

- (1) 加害生徒の別室指導や出席停止等により、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒の支援体制を構築する。その際、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 加害生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、被害生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたり、傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じ、思考や行動の変容につなげる。
- また、同調したり、はやし立てた（観衆）、または見て見ぬふりをした（傍観者）生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、「孤独感・孤立感を強める存在」であることを理解させる。
- 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚し、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の主体的な問題解決能力向上を図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等では生徒が、人間関係づくりを学ぶ機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) SNS などネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

◎いじめ事案発生時のフローチャート

いじめ事案現認

※教職員が一人で抱え込まず、教職員集団全体で対応。



いじめ対策委員会（認識合わせ・聞き取り準備）

（人権教育推進G、生活指導部、教育相談委員会＋当該学年・クラブ顧問等）

【役割分担】

- ・人権教育推進G：全体把握、調整
- ・生活指導部：聞き取り
- ・教育相談委員会：被害生徒や保護者の支援、当該学年・クラブ顧問支援

※必要な場合には「対象生徒の出席停止」などの緊急避難的措置を取ることができる。

